

住居確保給付金のご案内

対象者

離職・廃業・休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック欄
離職・廃業・休業により、収入を得る機会が減少していますか？				☐
資産（預金等）が一定額以内、かつ、基準額＋支給家賃額（※）を超える収入を得ていませんか？				☐
※ 龍ヶ崎市の基準額				
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
基準額（月額）	78,000円	115,000円	140,000円	
支給家賃額（上限額）	34,000円	41,000円	44,000円	
住宅喪失のおそれがありますか？				☐
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				☐



すべての項目にチェック
✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があります。

持ち物は裏面をご覧ください

<お問い合わせ>

龍ヶ崎市福祉部保護課 TEL: 64-1111（内線186・187）

住居確保給付金の申請に必要なもの

□住居確保給付金支給申請書

□本人確認（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券（パスポート）、各種福祉手帳、健康保険証、資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）、住民票、戸籍謄本等

□離職関係書類

○離職・廃業・休業により収入減少であることが確認できる書類の写し

○お仕事をお辞めになった日を確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

□収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し、給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は直近の「年金振込通知書」、その他の各種福祉手帳

□金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し

□求職受付票（ハローワークカード）

※ハローワークで発行します。（インターネット仮登録でも良い）

※受付票が不明な方は、求職番号のわかるものをご持参ください

□入居（予定）住宅に関する状況通知書

現在お住いを借りている方は賃貸借契約書の写しを添付

□住居確保給付金申請時確認書

□求職申込み・雇用施策利用状況確認票